Ⅰ　はじめに

1 調査の目的

都内中小企業の賃金等の実態を明らかにし、労政行政施策上の基礎資料とするとともに、中小企業における労働条件の改善及び健全な労使関係の確立に資することを目的とする。

2 調査時点

平成 30 年 7 月 31 日現在

3 調査の対象・方法

平成 26 年経済センサス－基礎調査結果に基づく名簿データから下表の基準によって層別抽出した都内 3,500 社に調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼した。

区分／産業	従業者数	区分／産業	従業者数
建設業	30～299 人	不動産業，物品賃貸業	30～299 人
製造業	30～299 人	学術研究，専門・技術サービス業	10～ 99 人
情報通信業	30～299 人	宿泊業，飲食サービス業	10～ 99 人
運輸業，郵便業	30～299 人	生活関連サービス業，娯楽業	10～ 99 人
卸売業，小売業	10～ 99 人	教育，学習支援業（学校教育を除く）	10～ 99 人
金融業，保険業	30～299 人	医療，福祉	10～ 99 人
		サービス業（他に分類されないもの）	10～ 99 人

また、平均賃金、実在者賃金算出のための労働者については、都内で働く常用労働者数に応じて下表の基準により、賃金台帳からの等間隔無作為抽出による記入を求めた。

都内で働く常用労働者数	抽出割合	記入する労働者の選び方
1～ 29 人	1/1	全員記入
30～ 99 人	1/2	2 人目ごとに記入
100～199 人	1/3	3 人目ごとに記入
200～299 人	1/4	4 人目ごとに記入

4 調査項目

賃金制度、賞与・諸手当、モデル賃金・初任給、平成 30 年 7 月 1 か月の賃金、平成 29 年の年間給与支払額、定年制度、退職金制度、モデル退職金

5 賃金の分類

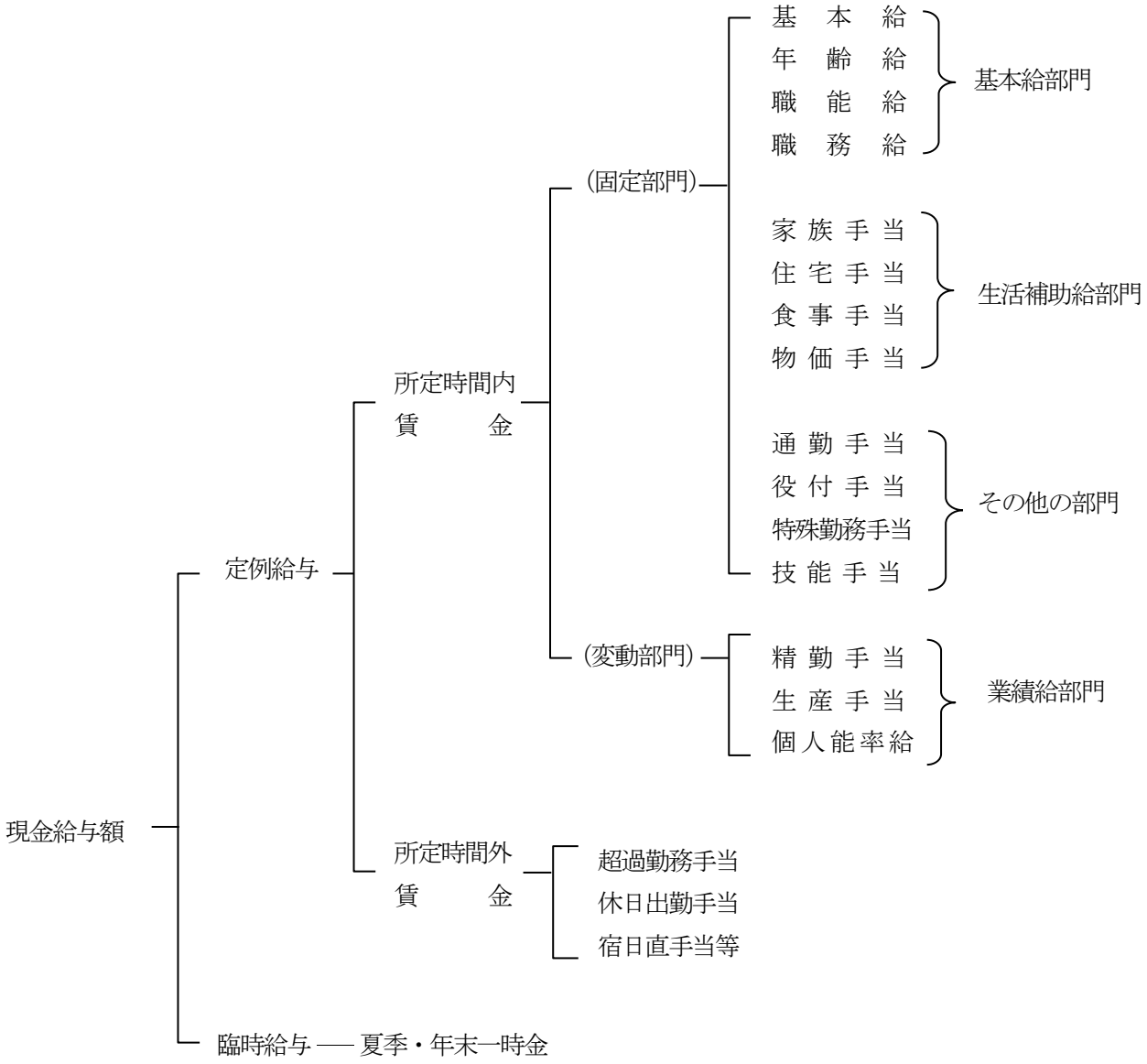

6 本調査が対象とする労働者について

（1）常用労働者の定義

調査対象企業において直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パートタイマー、病欠者、休職者を除く全従業員を指す。

本調査において、平均賃金・実在者賃金の算出に使用している個人調査票の記入対象は、常用労働者となっている。

（2）常用労働者の分類

ア 役付者

他の従業員に指揮命令をする地位にある者。目安として、係長又は同等以上の労働者をいう（役員は除くが一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける兼務役員を含む。）。

イ 役付者を除く常用労働者

① 一般労働者（役付者以外の正社員）

② 契約社員（正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている者）

ウ 常用労働者以外の労働者

① パート・アルバイト　正社員に比べて、労働時間又は労働日数が少ない者。

② 嘱託・再雇用　正社員としては一度退職し、正社員以外の形で再雇用されている者。

③ その他の労働者　臨時工、病欠者、休職者など、上記以外の者。

（3）職種分類について

本調査では、常用労働者を下記の職種に分類している。

ア 営業販売系労働者

営業、販売等に従事する労働者をいう。

イ 事務系労働者

一般事務、会計事務、営業事務・販売事務等に従事する労働者をいう。

ウ 技術系労働者

機械技術、電気技術、情報処理技術、その他の技術に従事する労働者をいう。

エ 生産系労働者

生産・作業、運転・運搬等に従事する労働者をいう。

7 本調査の調査項目について

（1）定期昇給

毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて主として年齢の上昇に合わせて実施される昇給をいう。

（2）ベースアップ

賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいう。

（3）平成30年7 月1 か月の賃金

平成30年6 月の給与締切日の翌日から平成30年7 月の給与締切日までの1 か月間分として支払われた現金給与額をいい、税、社会保険料を控除する前の金額である。

具体的には、前ページの表の「定例給与」の範囲であり、臨時に支給した賃金や賞与は含まない。

なお、通勤手当については、6 か月分などの一括支給の場合であっても、1 か月分のみを算入している。

（4）所定時間内賃金

就業規則や労働協約などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金をいう。

（5）所定時間外賃金

早出、残業、休日出勤など所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金をいう。

（6）平成29年年間給与支払額

平成29年1年間を継続勤務した労働者に支払われた年間給与支払額をいい、源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致する。所定時間外賃金や賞与等も含まれるが、非課税である通勤手当は含まれない。

（7）モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するかを算出したものをいう。

本調査では、モデル条件に合致する者がいない場合には、賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めた。

（8）初任給

モデル賃金の回答を求める際に、各学歴の始めの賃金額を初任給として回答を求めた。したがって初任給額及び集計企業数は、モデル賃金における各学歴の最初の所定時間内賃金及び集計企業数に一致する。

（9）定年制度に関するもの

ア　再雇用制度

定年年齢に達した労働者をいったん退職させ、改めてその労働者を雇用する制度をいう。

イ　勤務延長制度

定年年齢に達した労働者を退職させず、引き続き雇用する制度をいう。

（１０）主な退職金共済制度

ア　中小企業退職金共済制度

企業独自で退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の拠出した掛金と国庫補助金を加えたものを資金として、共済制度の形で中小企業にも大企業なみの退職金制度を確立できるようにしたもので、昭和34年に制定された中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度。事業主は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共本部」という。）と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付する。従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われる。

イ　特定退職金共済制度

退職金共済契約（事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する労働者の退職について退職金を支給することを約する契約で、所得税法施行令で規定している）の相手方が特定退職金共済団体であるもの。特定退職金共済団体としては退職金共済事業を行う市町村（特別区を含む）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会などで、税務署長の確認を受けたものをいう。

（１１）　退職年金制度

ア　確定拠出年金制度

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度で、「企業型」と「個人型」の２種類がある。

本調査では、「企業型」を調査対象としている。

イ　確定給付型企業年金制度

平成 14 年 4 月に施行された確定給付企業年金法に基づき設置された企業年金で、拠出・運用・管理・あらかじめ確定された額の年金給付まで会社が責任を負う。

運営方法は「規約型」と「基金型」がある。「規約型」は、企業が生命保険会社もしくは信託銀行と契約を行い、企業年金の外部積立て体制を取る。企業は規約に基づき定期的に掛金を拠出し、生命保険会社もしくは信託銀行が運用から給付までの管理を行う。

「基金型」は、企業年金基金と呼ばれる特別法人を設立し、基金が加入者と受給者から独立した立場で管理・運用・給付を行う。

ウ　厚生年金基金制度

厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度。基金は、厚生年金の代行部分に、企業独自の退職年金（加算部分）を上乗せして、年金（又は一時金）を支給する。平成 26 年 4 月 1 日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。

（１２）モデル退職金

ア　モデル退職金

モデル退職金とは、モデル賃金と同様、学校を卒業してすぐに入社した者が普通の能力と成績で勤務した場合に、当該企業の退職金規定のもとで、どの程度の退職金が支給されるかを算出したものをいう。

なお、本調査では、定年退職時の退職金支給額を、作表の都合上、会社都合退職の欄に記載している。

イ　退職一時金算定基礎額

退職一時金を算定する際の基礎になるものをいい、大別して基本給等の賃金を用いるものと、賃金とは別に定めるものとがある。

8　集計方法と集計企業数

回答を得た 1,071 社（回収率 30.6%）のうち、11 社を記入不備等のため除外し、1,060 社（有効回収率 30.3%）について集計を行った。

9　調査結果利用上の注意

（1）本調査における実在者賃金とモデル賃金には通勤手当は含まれていない。従って、平均賃金との比較の際には通勤手当相当額を考慮する必要がある。

（2）集計数が 4 件以下のデータについては集計表中「x」としてあるが、この数値は合計データの中には含まれている。

（3）集計表中の「－」は、調査項目に該当しないか、あるいは集計数が得られなかったものである。

（4）年齢・勤続年数については、6 か月未満は0 年、6 か月以上1 年未満は1 年とした。

（5）この調査結果における構成比百分率等は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（6）集計人員数における「合計」について、各内訳を合計しても一致しない場合がある（「計」には当該項目の「無回答」の企業が含まれる場合があるため。）。

１０　調査対象企業の内訳

抽出企業及び集計企業の業種別・規模別の内訳は別表のとおり

別表　調査対象企業の内訳

区　　分	抽出企業数					集計企業数
	総計	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	総計
調査産業計	**3,500**	**640**	**1,590**	**850**	**420**	**1,060**
建設業	**240**	**－**	**120**	**60**	**60**	**89**
総合工事業	80	－	40	20	20	30
※職別工事業（設備工事業を除く）	80	－	40	20	20	32
設備工事業	80	－	40	20	20	27
製造業	**800**	**－**	**435**	**185**	**180**	**297**
食料品・たばこ・飼料製造業	70	－	40	15	15	25
繊維工業・衣服製造業	55	－	25	15	15	20
※木材・木製品・紙・パルプ製造業（家具を含む）	70	－	40	15	15	30
印刷・同関連業	60	－	30	15	15	24
化学工業	50	－	30	10	10	19
プラスチック製品製造業	50	－	30	10	10	19
ゴム製品・革製品・毛皮製造業	50	－	25	15	10	17
窯業・土石製品製造業	55	－	25	15	15	20
鉄鋼・非鉄金属製造業	45	－	25	10	10	20
金属製品製造業	50	－	30	10	10	20
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	70	－	40	15	15	24
電子部品・電機機器・情報通信機器製造業	60	－	40	10	10	19
輸送用機械器具製造業	55	－	25	15	15	19
その他の製造業	60	－	30	15	15	21
情報通信業	**230**	**－**	**140**	**45**	**45**	**64**
通信・放送・インターネット附随サービス業	90	－	60	15	15	16
情報サービス業	70	－	40	15	15	25
映像・音声・文字情報制作業	70	－	40	15	15	23
運輸業，郵便業	**165**	**－**	**80**	**40**	**45**	**67**
道路旅客運送業	50	－	20	15	15	20
道路貨物運送業	55	－	30	10	15	20
倉庫業・運輸に付帯するサービス業	60	－	30	15	15	27
卸売業，小売業	**755**	**280**	**370**	**105**	**－**	**181**
繊維・衣服等・飲食料品卸売業	105	－	70	35	－	34
建築材料・鉱物・金属材料・機械器具等卸売業	105	－	70	35	－	28
その他の卸売業	105	－	70	35	－	32
織物・衣服・身の回り品小売業	110	70	40	－	－	19
飲食料品小売業	110	70	40	－	－	22
機械器具等小売業	110	70	40	－	－	24
その他の小売業	110	70	40	－	－	22
金融業，保険業	**130**	**－**	**40**	**40**	**50**	**50**
金融業	60	－	15	20	25	27
金融商品・商品先物取引業	70	－	25	20	25	23
不動産業，物品賃貸業	**110**	**－**	**40**	**30**	**40**	**29**
学術研究，専門・技術サービス業	**240**	**80**	**80**	**80**	**－**	**65**
専門サービス業	120	40	40	40	－	33
広告業	120	40	40	40	－	32
宿泊業，飲食サービス業	**245**	**80**	**85**	**80**	**－**	**52**
宿泊業	115	40	45	30	－	24
飲食業	130	40	40	50	－	28
生活関連サービス業，娯楽業	**120**	**40**	**35**	**45**	**－**	**28**
教育，学習支援業（学校教育を除く）	**110**	**40**	**30**	**40**	**－**	**22**
医療，福祉	**165**	**60**	**65**	**40**	**－**	**53**
医療業	85	35	35	15	－	22
社会保険・社会福祉・介護事業	80	25	30	25	－	31
サービス業（他に分類されないもの）	**190**	**60**	**70**	**60**	**－**	**63**
自動車整備・機械等修理業	90	30	30	30	－	32
その他の事業サービス業	100	30	40	30	－	31

（※）表中産業分類（中）は、以降各ページにおいて（　）内表示を省略している。
（注）①　本表は、平成26年経済センサス-基礎調査結果に基づく名簿データによる企業規模であり、調査時点において変更している場合がある。
　　調査時点における企業規模別内訳については、集計表第1表－①を参照。
　　②　産業分類・中分類の区分は、本調査独自に組み替えているので、日本産業分類の表示とは一致しない部分がある。

秘

賃金事情調査票（事業所票）
（平成30年７月31日現在）

調査票に記入する前に、必ず「記入の手引き」をお読みください。

産業分類 B	規模 C	整理番号 D

A

東京都産業労働局

1．企業の状況

会社名		記入担当者	役職　　氏名
所在地	〒	電話番号	
主な製品又は主な業務		資本金 E	1 1000万円未満　2 1000-3000万円未満　3 3000-5000万円未満　4 5000万-1億円未満　5 1億円以上
企業全体の常用労働者数（都外従業員を含む）	合計 F 人	労働組合の有無 G	1 有り　2 無し

2．都内で働く従業員の構成

雇用形態			名称	説明	構成人数 男性	女性	計
直接雇用	正社員	常用労働者（個人票の記入対象）	役付者	係長または同等以上の労働者。兼務役員で、一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける方も、ここに含めてください	H 人	I 人	J 人
			一般労働者	上記以外の正社員	K 人	L 人	M 人
	正社員以外		契約社員等	正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている方	N 人	O 人	P 人
		常用労働者以外の労働者	パート・アルバイト	正社員に比べて、労働時間または労働日数が少ない方	Q 人	R 人	S 人
			嘱託・再雇用	正社員としては一度退職し、再雇用されている方	T 人	U 人	V 人
			その他の労働者	（具体的にお書きください）	W 人	X 人	Y 人
直接雇用以外	派遣労働者			派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている方	Z 人	AA 人	AB 人
	業務委託等労働者			請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている方	AC 人	AD 人	AE 人
				合計	AF 人	AG 人	AH 人

3以降の設問は、都内で働く常用労働者について回答してください

3．賃金制度　（都内で働く常用労働者について記入）

(1) 賃金について就業規則（賃金規定等を含む）で定めていますか。

1	賃金規定があり、賃金表（注１）がある	2	賃金規定はあるが、賃金表はない
3	賃金規定なし	4	その他（　　）

AI

(2) 過去１年間（平成29年７月から平成30年６月まで）の従業員の定期昇給（注２）・ベースアップ（注３）についてお答えください。

① 定期昇給を実施しましたか？

1	実施した	2	実施していない

AJ

1	定期昇給の規定に基づき定期昇給を実施した	3	定期昇給の規定はあるが定期昇給は見送った
2	定期昇給の規定はないが、慣行等により事実上の定期昇給を行った	4	定期昇給の制度・慣行等がなく、実施していない

AK

② ベースアップを実施しましたか？

1	実施した	2	現状維持	3	ベースダウンになった	4	その他（　　）

AL

注１　賃金表 ---------- 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより、賃金がどうなっているかを表にしたものです。
注２　定期昇給 --------- 毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて、主として年齢の上昇にあわせて実施される昇給をいいます。
注３　ベースアップ ---- 賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいいます。

4．賞与・諸手当　（都内で働く常用労働者について記入）

(1) 賞　　与

① 賞与の支給について賃金規定で定めていますか。

1	支給時期等のみ	2	支給時期・支給額（支給率・月数）とも	3	な　し

AM

過去１年間（平成29年７月から平成30年６月まで）の賞与の支給実態についてお聞きします。

② 賞与は支給しましたか。

1	支給した	2	支給していない

AN

(注) 平均所定時間内賃金は、賞与支給対象者の所定時間内賃金合計を対象者数で除した金額としてください。

平均支給額と、それを平均所定時間内賃金で除した平均支給月数（小数点第2位以下四捨五入）をお書きください。

ア・夏季　平均支給額 百万 千 AO 円　平均支給月数 . か月 AP

イ・年末　平均支給額 百万 千 AQ 円　平均支給月数 . か月 AR

ウ・上記以外　平均支給額 百万 千 AS 円　平均支給月数 . か月 AT

③ 査定等による個人的な格差は、同一年齢・職階で、平均に対して概ね最大でどのくらいですか。

1	10%未満	2	10～20%	3	20～30%
4	30～40%	5	40～50%	6	50%以上
7	査定等を行っていないため格差なし				

AU

(2) 役付手当

1	支給している	→	1	同一役職の支給額は同じ	
2	支給していない		2	同一役職でも支給額は異なる	

AV　AW

部長又は同等者			課長又は同等者			係長又は同等者		
対象者 AX	平均年齢 AY	役付手当平均支給金額 AZ	対象者 BA	平均年齢 BB	役付手当平均支給金額 BC	対象者 BD	平均年齢 BE	役付手当平均支給金額 BF
人	. 才	百万 千 0 0 円	人	. 才	百万 千 0 0 円	人	. 才	百万 千 0 0 円

(注) それぞれの支給対象者の人数、平均年齢（小数点第２位以下四捨五入）、平均金額（100円未満四捨五入）を記入してください。年齢は小数点第１位まで記入してください。

(3) 住宅手当　(注) 手当金額は100円未満四捨五入してください。

1	支給している	→	1	住宅の形態にかかわらず一律に支給	→
2	支給していない		2	住宅の形態により支給額が異なる	→
			3	その他	

BG　BH

	扶養家族あり	扶養家族なし
	千 0 0 円 BI	千 0 0 円 BJ

	賃貸 BK	持家 BL
扶養家族あり	千 0 0 円	千 0 0 円
扶養家族なし	千 0 0 円 BM	千 0 0 円 BN

(4) 家族手当　(注) 手当金額は100円未満四捨五入してください。

1	支給している	→	1	一律支給	→ 千 0 0 円 BQ
2	支給していない		2	家族により異なる	→

BO　BP

(注) 一律支給…家族の人数にかかわらず、１人以上いる場合に従業員に一定金額を支給する場合をいいます。

1	支給人数や支給金額などで制限がある	
2	支給制限がない	

BR

配偶者 BS	第一子 BT
千 0 0 円	千 0 0 円
第二子 BU	**第三子 BV**
千 0 0 円	千 0 0 円

5．モデル賃金・初任給　（都内で働く常用労働者について記入）

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した方が普通の能力と成績で勤務した場合に、貴社の賃金規定及び昇給事情のもとで、勤続年数に応じて賃金がどのように上昇するのかを算出した金額です。

貴社における代表的な賃金全体について、その年齢ごとの所定時間内賃金を記入してください（100円未満四捨五入）。また、下記の職種の中からその賃金全体が当てはまる職種について、番号に○印をつけてください。（複数回答可）

● 営業販売系

1	営　業
2	販　売

● 事務系

3	一般事務
4	会計事務
5	営業事務・販売事務

● 技術系

6	機械技術
7	電気技術
8	情報処理技術
9	その他の技術

● 生産系

10	生産・作業
11	運転・運搬

● その他

12	（　　）

BW～CH

モデル賃金全体の記入が困難な場合でも、初任給については新卒者を雇用した場合を想定していただき、出来るだけ記入をお願いします。

年齢	家族数	高校卒 所定時間内賃金	
初任給 18	0	千 0 0 円	CI
20	0	0 0	CJ
22	0	0 0	CK
25	0	0 0	CL
30	2	0 0	CM
35	3	0 0	CN
40	3	0 0	CO
45	3	0 0	CP
50	3	0 0	CQ
55	2	0 0	CR
60	1	0 0	CS

年齢	家族数	高専・短大卒 所定時間内賃金	
初任給 20	0	千 0 0 円	CT
22	0	0 0	CU
25	0	0 0	CV
30	2	0 0	CW
35	3	0 0	CX
40	3	0 0	CY
45	3	0 0	CZ
50	3	0 0	DA
55	2	0 0	DB
60	1	0 0	DC

年齢	家族数	専門学校卒 所定時間内賃金	
初任給 20	0	千 0 0 円	DD
22	0	0 0	DE
25	0	0 0	DF
30	2	0 0	DG
35	3	0 0	DH
40	3	0 0	DI
45	3	0 0	DJ
50	3	0 0	DK
55	2	0 0	DL
60	1	0 0	DM

年齢	家族数	大学卒 所定時間内賃金	
初任給 22	0	千 0 0 円	DN
25	0	0 0	DO
30	2	0 0	DP
35	3	0 0	DQ
40	3	0 0	DR
45	3	0 0	DS
50	3	0 0	DT
55	2	0 0	DU
60	1	0 0	DV

6．定 年 制　（都内で働く常用労働者について記入）

(1) 定年制度を採用していますか。

DW

1	全員一律定年制	定年年齢 DX 歳	2	その他の定年制（役職別、職種別など）	3	定年制度なし

(2) 上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。定年後の継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）を採用していますか。また、採用している場合、賃金は定年時と比較してどうなりますか。両制度併用の場合は両方にご記入ください。

DY

1	再雇用制度を採用（定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）	最長 DZ 歳まで	→	対象者 EA	1	希望者全員に適用	2	労使協定で定めた基準に該当する者	→	定年時と比較した賃金 EB	1	定年時より低下	2	定年時と同一
2	勤務延長制度を採用（定年に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）	最長 ED 歳まで	→	対象者 EE	1	希望者全員に適用	2	労使協定で定めた基準に該当する者	→	定年時と比較した賃金 EF	1	定年時より低下	2	定年時と同一
3	継続雇用制度を採用していない												

賃金低下率 EC					
1	10%未満	2	10～20%未満	3	20～30%未満
4	30～40%未満	5	40～50%未満	6	50%以上

賃金低下率 EG					
1	10%未満	2	10～20%未満	3	20～30%未満
4	30～40%未満	5	40～50%未満	6	50%以上

7．退 職 金 制 度　（都内で働く常用労働者について記入）

(1) 退職金制度（退職一時金・退職年金）がありますか。なお、年金を一時金として受け取ることができる場合であっても、一時金制度ではなく年金制度に分類してください。また、公的年金制度のみの企業は「制度なし」を選択してください。

EH

1	制度あり（退職一時金のみ）	2	制度あり（退職一時金と退職年金の併用）	3	制度あり（退職年金のみ）	4	制度なし

(2) 退職一時金制度について（退職一時金制度がある企業のみご回答ください）

ア　退職一時金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください（複数回答）。

EI～EM

1	社内準備	2	中小企業退職金共済制度（建退共・清退共・林退共含む）	3	特定退職金共済制度	4	退職金保険	5	その他の社外準備

イ　退職一時金の算出方法について該当するものを選択してください。

EN

1	退職金算定基礎額×支給率	2	退職金算定基礎額×支給率+一定額	3	勤務年数に応じた一定額	4	ポイント制（退職金ポイント×ポイント単価）	5	その他

ウ　退職金算定基礎額の算出方法について該当するものを選択してください（上記イで「1」または「2」とご回答いただいた方のみ）

EO

1	退職時の基本給	2	退職時の基本給×一定率	3	退職時の基本給＋手当
4	（退職時の基本給＋手当）×一定率	5	別テーブル方式（退職金算定のために賃金表とは別に算定基礎額を設けるもの）	6	その他

エ　退職一時金を受給するための最低勤続年数をご記入ください。

自己都合退職 EP 年

会社都合退職 EQ 年

（参考）自己都合退職とは、依願退職および一方的な辞職（任意退職）を指します。早期または希望退職制度適用者も含まれます。会社都合退職とは、整理解雇および普通解雇を指します。退職勧奨に応じた場合も含まれます。

オ　退職一時金の特別加算制度はありますか。制度がある場合は、該当する加算理由をすべて選択してください（複数回答）。

1	制度あり	→	1	功労加算	2	役付加算	
2	制度なし		3	年齢加算	4	業務上死傷病	
			5	業務外死傷病	6	早期退職者優遇	

ER　ES～EX

(3) 退職年金制度について（退職年金制度がある企業のみご回答ください）

退職年金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください（複数回答）。

EY～FC

1	確定拠出年金（企業型）	2	確定給付企業年金	3	厚生年金基金
4	企業独自の年金	5	その他		

8．モデル退職金　（都内で働く常用労働者について記入）

記入の前にお読みください

1．モデル退職金とは、学校を卒業してすぐ入社した方が、普通の能力と成績で勤務した場合に、退職金規定のもとで、どの程度退職金が支給されるかを算出した金額です。モデル条件（勤続年数・年齢）に合致する方がいる場合はその金額を、いない場合は退職金規定を参考に、モデル条件に近い金額を推計して記入してください（1,000円未満は四捨五入）

2．モデル所定時間内賃金とは、所定労働時間内に対して支給されるすべての賃金額（通勤手当を除く）です。したがって、超過勤務手当、休日出勤手当、毎月の支給額が定額的ではない賃金（毎月の支給額が変わる精皆勤手当や能率給のような賃金）等は除いてください。

3．自己都合退職と会社都合退職の支給額が同じであっても両方に記入してください。

4．退職金制度の形態により、モデル退職金の算出方法が異なりますのでご注意ください。

① 退職一時金のみの場合･･･退職一時金の額をご記入ください。

② 退職一時金と退職年金の併用の場合･･･退職一時金の額と退職年金の一時金換算額を合算してください。

③ 退職年金の場合･･･退職年金の一時金換算額をご記入ください。

5．確定拠出年金についても、標準的な掛金額に運用益を加えたモデル額をご記入下さい。

「7．退職金制度」の設問で、退職金制度（退職一時金・退職年金含む）が無いとご回答された場合は記入不要です。

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金（千円未満四捨五入）	モデル退職金（退職金支給総額） 自己都合退職（千円未満四捨五入）	会社都合退職（千円未満四捨五入）
高校卒	1	19	FD 千円	FO 百万 千円	FY 百万 千円
	3	21	FE	FP	FZ
	5	23	FF	FQ	GA
	10	28	FG	FR	GB
	15	33	FH	FS	GC
	20	38	FI	FT	GD
	25	43	FJ	FU	GE
	30	48	FK	FV	GF
	35	53	FL	FW	GG
	37	55	FM	FX	GH
	定年（　　）歳		FN		GI

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金（千円未満四捨五入）	モデル退職金（退職金支給総額） 自己都合退職（千円未満四捨五入）	会社都合退職（千円未満四捨五入）
高専・短大卒	1	21	GJ 千円	GT 百万 千円	HC 百万 千円
	3	23	GK	GU	HD
	5	25	GL	GV	HE
	10	30	GM	GW	HF
	15	35	GN	GX	HG
	20	40	GO	GY	HH
	25	45	GP	GZ	HI
	30	50	GQ	HA	HJ
	35	55	GR	HB	HK
	定年（　　）歳		GS		HL

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金（千円未満四捨五入）	モデル退職金（退職金支給総額） 自己都合退職（千円未満四捨五入）	会社都合退職（千円未満四捨五入）
大学卒	1	23	HM 千円	HW 百万 千円	IF 百万 千円
	3	25	HN	HX	IG
	5	27	HO	HY	IH
	10	32	HP	HZ	II
	15	37	HQ	IA	IJ
	20	42	HR	IB	IK
	25	47	HS	IC	IL
	30	52	HT	ID	IM
	33	55	HU	IE	IN
	定年（　　）歳		HV		IO

個人票は電子ファイルでも回答していただけます。こちらをご覧ください⇒ URL http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/toukei/koyou/chingin/30chosa/

賃金事情調査票（個人票）

産業分類 B	規模 C	整理番号 D

7月1か月の個人別賃金支給額について記入してください。

調査対象は、東京都内の事業所で働く常用労働者です。

都内で働く常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
1～ 29人	1／1	全員記入
30～ 99人	1／2	2人目ごとに記入
100～199人	1／3	3人目ごとに記入
200～299人	1／4	4人目ごとに記入

※ 事業所票「2．都内で働く従業員の構成」における、パート・アルバイト、嘱託・再雇用、その他の労働者、派遣労働者、業務委託等労働者は記入しないでください。

① 労働者全員について記入する必要はありません。賃金台帳等の常用労働者の中から、右の票の基準に従って等間隔で選び出した労働者について記入してください。

② 記入していただく労働者数の計算（小数点以下は四捨五入してください）。

都内で働く常用労働者数 E	× 抽出割合 F	記入労働者数 G
	× 1／	＝

③ 7月1か月とは、6月の給与締切日の翌日から7月の給与締切日までの1か月のことです。

④ 「役付者」とは、係長又は同等者以上の者のことをいいます。兼務役員であっても労働者と同じ賃金規定によって賃金支払を受けている方は含みます。

⑤ 各項目について、該当する番号を1つ選んで○で囲むか、数字を記入してください。

注1・注2 手当の支給がない場合は「0」と記入してください。

	性別	年齢	勤続年数	役付の有無	労働者の職種 営業販売系	事務系	技術系	生産系	M	最終学歴	所定時間内賃金総額	通勤手当	所定時間外賃金	平成29年の年間給与支払額
	①男性 ②女性	7月31日現在の満年齢を記入してください。	1年未満の勤続年数については6か月以上は切り上げ6か月未満は切捨て	①役付者（係長以上） ②一般労働者（正社員） ③契約社員等（非正社員）	①営業 ②販売	③一般事務 ④会計事務 ⑤営業・販売事務	⑥機械技術 ⑦電気技術 ⑧情報処理技術 ⑨その他の技術	⑩生産・作業 ⑪運転・運搬	⑫その他（ ）	①中学卒 ②高校卒 ③高専・短大卒 ④専門学校卒 ⑤大学卒	所定時間内賃金総額から通勤手当を除いた額	まとめて支給している場合には、1か月分に換算して記入してください。（注1）	時間外手当・休日手当・宿日直手当・その他（注2）	平成29年分源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をご記入ください。（100円未満四捨五入）なお、平成29年1年間継続勤務をしていない労働者は「⊖⊖」のように二重線を引いてください。
	H	I	J	K	L					N	O 百万 千 円	P 千 円	Q 千 円	R 百万 千 円
記入例	①	2	7	5	②	③				⑤	2 3 6 2 9 0	2 1 3 0 5	1 2 0 8 4 0	4 8 7 8 1 0 0
1	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
2	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
3	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
4	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
5	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
6	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
7	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
8	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
9	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
10	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
11	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
12	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
13	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
14	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
15	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
16	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
17	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
18	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
19	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
20	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
21	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
22	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
23	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
24	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
25	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
26	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
27	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
28	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
29	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0
30	① ②				① ② ③	① ② ③ ④ ⑤	⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪	⑫	① ② ③ ④ ⑤				0 0

☆ 対象者が30名を超える場合は、裏面にも記入してください。

☆ 対象者が30名を超える場合は、こちらにも記入をお願いします。

注１・注２　手当の支給がない場合は「0」と記入してください。

	性別	年齢	勤続年数	役付の有無	労働者の職種					最終学歴	所定時間内賃金総額		所定時間外賃金	平成29年の年間給与支払額
					営業販売系	事務系	技術系	生産系	M					
	①男性 ②女性	7月31日現在の満年齢を記入してください。	1年未満の勤続年数については6か月以上は切り上げ6か月未満は切捨て	①役付者（係長以上） ②一般労働者（正社員） ③契約社員等（非正社員）	①営業 ②販売	③一般事務 ④会計事務 ⑤営業・販売事務	⑥機械技術 ⑦電気技術 ⑧情報処理技術 ⑨その他の技術	⑩生産・作業 ⑪運転・運搬	⑫その他（　）	①中学卒 ②高校卒 ③高専・短大卒 ④専門学校卒 ⑤大学卒	所定時間内賃金総額から通勤手当を除いた額	通勤手当 まとめて支給している場合には、1か月分に換算して記入してください。（注1）	時間外手当・休日手当・宿日直手当・その他（注2）	平成29年分源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をご記入ください。（100円未満四捨五入）なお、平成29年1年間継続勤務をしていない労働者は［00］のように二重線を引いてください。
	H	I	J	K	L					N	O 百万 千 円	P 千 円	Q 千 円	R 百万 千 円
31	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
32	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
33	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
34	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
35	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
36	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
37	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
38	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
39	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
40	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
41	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
42	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
43	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
44	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
45	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
46	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
47	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
48	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
49	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
50	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
51	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
52	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
53	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
54	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
55	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
56	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
57	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
58	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
59	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
60	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
61	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
62	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
63	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
64	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
65	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
66	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
67	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
68	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
69	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
70	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
71	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
72	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
73	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
74	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0
75	①②				①②③	①②③④⑤	⑥⑦⑧⑨	⑩⑪	⑫	①②③④⑤				0 0

☆ 大変お忙しい中、調査に御協力いただきありがとうございました。
調査票（計５枚）は同封の返信用封筒にて、ご返送ください。
調査結果は、「平成30年版 中小企業の賃金・退職金事情」として取りまとめてお送りいたします。

古紙パルプ配合率80％再生紙を使用